

○堺市屋外広告物審議会規則

平成7年12月21日

規則第65号

改正 平成23年1月28日規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、堺市屋外広告物条例（平成7年条例第38号）第28条第6項の規定に基づき、堺市屋外広告物審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定める。

(委員の構成)

第2条 審議会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 屋外広告業団体の代表者
- (3) 公共的団体の代表者
- (4) 本市議会議員
- (5) 本市の職員
- (6) 関係行政機関の職員

(任期)

第3条 委員の任期は、2年以内とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれらを定める。

2 会長は、審議会を代表し、議事その他の会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第6条 審議会は、必要があると認めるときは、議事に関係がある者の出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(会議の公開等)

第7条 会議は、公開するものとする。ただし、会長は、会議の内容が次の各号のいずれかに該当すると認めるとき、又は出席委員の過半数の同意があるときは、会議の全部又は一部を非公開とすることができる。

- (1) 堺市情報公開条例（平成14年条例第37号）第7条各号に掲げる情報について審議するとき。
- (2) 会議を公開することにより、公正又は円滑な審議が著しく阻害され、会議の目的が達成できないとき。

2 会議を公開する場合における傍聴について必要な事項は、市長が別に定める。

（会議録）

第8条 会長は、次に掲げる事項を記録した会議録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 会議に出席した委員、臨時委員及び関係者の氏名
- (3) 調査審議の内容
- (4) 前3号に掲げるもののほか、会長が必要と認める事項

2 会議録には、会長及びその指名する2人の委員が署名しなければならない。

（専門部会）

第9条 専門部会（以下「部会」という。）は、会長が指名する委員若干人で組織する。

- 2 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員（以下「部会委員」という。）の互選により定める。
- 3 部会長は、部会の会務を掌理し、部会における審議状況及びその結果を審議会に報告する。
- 4 第4条第3項、第5条第1項及び前3条の規定は、部会について準用する。この場合において、これらの規定中「会長」とあるのは「部会長」と、第4条第3項中「副会長」とあるのは「あらかじめ部会長が指名する部会委員」と、第5条第1項及び第6条中「審議会」とあるのは「部会」と、第7条第1項中「出席委員」とあるのは「出席した部会委員」と、前条第1項第2号中「委員、臨時委員」とあるのは「部会委員」と、同条第2項中「2人の委員」とあるのは「1人の部会委員」と読み替えるものとする。

（委任）

第10条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行後、最初に行われる審議会の招集は、第5条第1項の規定にかかわらず、市長が行う。

附 則（平成23年1月28日規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。